

城里町中小企業等継続応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の持続化給付金の条件を満たしていない中小事業者等を対象に、町独自の給付金を給付します。

(1) 給付対象者

- 中小企業信用保険法第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者
※主に農林水産漁業・金融業・保険業以外の業種
- 本社または本店が町内にある者
- 令和2年2月から12月の間に前年同月比で売上が10%以上減少している者
※新規創業や被災等の理由による特例があります。
- 国の実施する持続化給付金の給付を受けていない者
- 町税等の滞納がない者
- 今後も事業を継続する意思を持っている者
- 暴力団員等ではない者

(2) 給付額

年間売上額	50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～
給付額	1万円	3万円	10万円	15万円	20万円

※年間の売上額は以下より判断します。

【個人事業主】 令和元年の売上金額

【法人】 売上が減少した月の前事業年度の売上金額

(3) 申請方法

以下の種類をそろえて、申請先までご郵送またはご持参ください。

- 交付申請書（様式第1号）
- 令和元年または対象の事業年度の売上金額が分かる税の申告書等の写し
【個人事業主】 所得税の確定申告書第一表、所得税青色申告決算書または収支内訳書
【法人】 法人税の確定申告書別表一、法人事業概況説明書
- 売上が減少した月との売上金額が分かる書類（売上台帳、帳簿など）
- 比較する前年同月の売上金額が分かる書類（税の申告書、売上台帳、帳簿など）
- 交付請求書（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）

(4) 申請期限

令和3年1月29日（金）

申請書類はまちづくり戦略課や支所、町民センター、ホームページから入手できます。給付金に関する詳細、新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、気になることがありましたら、お気軽にご連絡ください。

【申請先・問合せ】

城里町まちづくり戦略課（城里町役場本庁舎2階）

住所 城里町石塚1428-25

TEL 029-288-3111

URL <http://www.town.shirosato.lg.jp/ouenkyuhukin/>